



県 紋 章

群馬県報



つる舞う形の群馬県／上毛かるた

令和8年10月9日（金） 第10437号

目 次

	ページ
公 告	
○所有者不明森林に関する裁定（林政課）	2
○肥料の登録有効期間の更新（農政課）	6
○開発工事の完了（建築課）	7
落 札	
○落札者等の決定（警察本部会計課）	7

■ 公 告

森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「法」という。）第26条の規定による所有者不明森林に関する裁定の申請があり、法第27条第1項の規定により所有者不明森林に関する裁定をしたので、法第28条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年10月9日

群馬県知事 山 本 一 太

1 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

所在・地番	地目	面積（ha）
群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡字久森 2475-7	保安林	0.1527

2 中之条町（以下「乙」という。）が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

所在・地番	始期	存続期間
群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡字久森 2475-7	経営管理権集積計画が定められた日	始期から起算して15年を経過した日まで

3 当該森林において経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

所在・地番	経営管理の内容
群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡字久森 2475-7	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）が間伐、主伐並びに主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。）及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。 ○ 施業の実施に当たっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐及び販売可能な木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施することができるものとする。 ○ 乙は、施業の実施に当たっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回以上森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

4 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

所在・地番	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法	供託の時期

群馬県吾妻郡中之条町大字上沢渡字久森 2475-7	<経営管理実施権が設定される場合> （１．供託されるべき金銭の額の算定方法） ○ 供託されるべき金銭の額は、木材の販売による収益と補助金から伐採等に係る経費及び木材の販売に係る経費、その他経営管理に要する経費（主伐後の植栽・保育等）を控除した収益額を基に算定する。 （２．木材の販売収益の額の算定方法） ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 （３．伐採等に要する経費の算定方法） ○ 乙が算定する主伐及び利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽（鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む）、保育に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 （４．留意事項） ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費（森林保険の保険料）は、森林所有者（以下「甲」という。）からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が管理を行うために要した経費の実費が上記（３．伐採等に要する経費の算定方法）により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> （１．供託されるべき金銭の額の算定方法） ○ 経営管理権に基づき乙が実施する利用間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 （２．留意事項） ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> ○ 伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。 <経営管理実施権が設定されない場合> ○ 供託されるべき金銭は発生しない。
--------------------------------------	---	--

5 所有者不明森林に係る権利の設定等の条件

当該森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、乙にその旨を通知するものとする。

- 6 2の存続期間の満了時及び法第9条第2項又は第32条第2項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- 7 乙が設定を受ける経営管理権及び甲が設定を受ける経営管理受益権の条件その他経営管理権及び経営管理受益権の設定に係る法律関係に関する事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、次に定めるところによる。

- (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1から4に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務

ア 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じの注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

イ 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権者は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

- (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則（平成30年農林水産省令第78号）に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

- (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件

ア 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

(イ) 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

(ロ) 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

イ 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ウ 甲は、2で定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

エ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

ア 乙は、(1)又は(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

イ 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

(9) 森林保険（経営管理実施権が設定されなかった場合）

ア 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。

イ 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙が行うものとする。

ウ 乙がイにより森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。

(10) 森林保険（経営管理実施権が設定された場合）

ア 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。

イ 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。

ウ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。

エ 復旧及び造林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。

(11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

ア 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

イ 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

ウ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

ア 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

イ 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 甲の通知及び届出

ア 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転又は設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

イ 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(15) 経営管理実施権配分計画の作成

ア 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者により当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。

イ 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年一回の報告を徴収する義務のみを負う。

ウ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。

(16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

8 裁定の理由

当該申請に係る所有者不明森林については、今後、土地所有者による森林施業が見込めないが、周辺山林と一体的に施業することが有効であり、当該所有者不明森林の経営管理権を乙に集積することが必要かつ適当であると認められるため。

9 教示

この裁定について不服があるときは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、裁定の取消しの訴えは、この裁定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、群馬県を被告として（群馬県知事が被告の代表者となる。）、提起することができる（なお、裁定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁定の日から1年を経過したときは、裁定の取消しの訴えを提起することはできなくなる。）。ただし、裁定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に審査請求を行った場合には、裁定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に提起しなければならないこととされている。

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和8年10月9日

群馬県知事 山 本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第103号	乾燥菌体肥料	新進6.0乾燥菌体肥料	窒素全量 6.0 りん酸全量 4.0	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社新進 東京都千代田区 神田司町二丁目 6番地	令和11年 11月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年10月9日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡千代田町大字赤岩字北権現1755-3、1800-2、1800-3、1800-4、字上桧内1802-3、1802-4、1802-5、1802-6、1802-7	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和8年10月9日

群馬県警察本部長 丸 山 潤

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 交通管制システム用LTEデジタル回線提供 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県警察本部警務部会計課調度・契約係 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年8月27日
- 4 落札者の名称及び所在地 日本信号株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- 5 落札金額 177,091,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和8年7月10日

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
 電話 027-223-1111